

これまでのご意見と対応状況・対応方針

通番	章	いただいたご意見	説明内容と対応方針
淀川水系流域委員会 地域委員会・専門家委員会 合同会議(令和3年3月3日開催)におけるご意見と対応状況・対応方針			
1	全般に関する意見等	河川法では「計画の案」の作成にあたって、委員会の意見を聴くとされているが、原案作成前に意見を聴く必要はなかったのか。	計画の案の作成にあたって意見をお聴きするためのたたき台として原案を提示したことを、1回目の委員会で説明済み
2	全般に関する意見等	流域住民の懸念に対する検討過程をトレースできるよう参考資料の提示をお願いしたい。	参考資料を作成し、2回目の委員会で提示
3	全般に関する意見等	進捗点検における意見をよく反映した変更原案である。今回の計画変更を進捗点検にも活かすべき。	進捗点検時の資料に反映し、今後、進捗点検の委員会で提示予定
4	1.はじめに	琵琶湖再生法や水循環基本法に関連する具体的なメニューの検討をお願いしたい。	計画の案に反映予定
5	4.1.人と川とのつながり	河川協力団体との連携について記載して欲しい。	計画の案に反映予定
6	4.3.治水・防災	治水の目標見直しについて、数値や図で分かりやすい説明をお願いしたい。	参考資料を作成し、2回目の委員会で提示
7	4.3.治水・防災	現行計画、変更原案ともに、対象降雨の状況について説明をお願いしたい。	参考資料を作成し、2回目の委員会で提示
8	全般に関する意見等	進捗点検における指摘が、変更原案にどう反映されているか対比表などでとりまとめてはどうか。	参考資料を作成し、2回目の委員会で提示
9	全般に関する意見等	現行計画に対して、変更箇所理由の分かりやすい説明をお願いしたい。	参考資料を作成し、2回目の委員会で提示
10	4.7.関連施策	河川公園が連続する淀川中流域では、人と川をつなぐ、生物多様性や河川環境の保全・再生にとって横断方向の連続性は重要であり、河川公園の整備内容に具体的に記述すべき。	計画の案に反映予定
11	全般に関する意見等	整備済み箇所について記載を削除するのではなく取扱いを整理すべき。	参考資料を作成し、2回目の委員会で提示
12	4.3.治水・防災	大戸川ダムの位置づけ、代替案や検討過程など根拠資料の提示をお願いしたい。	参考資料を作成し、2回目の委員会で提示
13	4.3.治水・防災	流域治水の取り組みについて、具体的な対策と定量的な効果の説明をお願いしたい。	参考資料を作成し、2回目の委員会で提示
14	全般に関する意見等	変更計画の案を作成した後、住民意見を聴く予定はあるか。	計画の案については知事に意見照会しますが、住民等に対しても計画の案の作成までに十分意見聴取し、反映箇所が分かるように整理することを1回目の委員会で説明済み
15	4.3.治水・防災	気候変動の影響は予測ではなく事実として現れているため、目標として明確な打ち出しをすべき。	計画の案に反映予定
16	4.3.治水・防災	流域治水の推進にあたって、避難の中心となる住民を参画させるべき。	計画の案に反映予定
17	4.3.治水・防災	防災教育を推進するため、学校教育に働きかけをすべき。	計画の案に反映予定
18	4.4.利水	発電や利水ダムなど既存ダムの有効活用についても、利水の部分に記載すべき。	計画の案に反映予定
19	4.5.利用	河道内の樹木伐採について、記載内容を充実すべき。	計画の案に反映予定
20	全般に関する意見等	計画の変更にあたって、対象期間の30年の起点をいつにするか。	計画変更時点を起点とし、その後の30年を対象期間とすることを1回目の委員会で説明済み
21	4.3.治水・防災	防災教育の推進にあたって、学校との連携強化について追記すべき。	計画の案に反映予定
22	4.3.治水・防災	治水整備にあたって、生物の生息・生育環境に十分配慮した整備をすべき。	計画の案に反映予定
23	4.3.治水・防災	外国人観光客の増加に備え、提供する情報の多言語化を実施すべき。	計画の案に反映予定

通番	章	いただいたご意見	説明内容と対応方針
淀川水系流域委員会 地域委員会(令和3年3月22日開催)におけるご意見と対応状況・対応方針			
24	4.3.治水・防災	流域治水について、水田やため池の活用などは農水省の管轄かもしれないが、市町村任せでなく、連携して積極的に援助すべき。	流域治水協議会の中で議論を進める。近畿農政局からも、水田やため池の活用の提案を頂いている。
25	4.3.治水・防災	流域治水の取組を、教育にもリンクさせている事例があれば紹介頂きたい。	事例を収集し、紹介したい。
26	全般に関する意見等	河川整備計画の変更は、豪雨の発生やこれまでの事業進捗が背景にあると思うが、10年ごとなど定期的に変更するのか。	変更の頻度について決まりはなく、必要に応じて適宜変更する。計画変更のほか、毎年の進捗点検や5年ごとの事業評価を実施している。
27	4.3.治水・防災	流域治水について、以前は、河川管理者による対策と河川管理者以外による対策が同列に語られ、流域で実施した分、河川整備を減らすという意見もあったが、治水は河川管理者による対策が本丸だと思うので、「流域治水への転換」ではなく、「強力な推進」とすべき。また、流域治水を推進するための法整備も検討すべき。	河川管理者による対策も河川管理者以外による対策も、いずれも流域治水の対象と考えているが、河川管理者による対策を一層進めるのに加え、あらゆる関係者による協力を求めている。流域治水関連の法整備は、今後、国会でも議論されるものと理解している。
28	4.3.治水・防災	流域治水について、河川整備計画の変更原案には、民間や事業者との関わりが書いていないので、書き込むべき。	計画の案に反映予定
29	4.1.人と川とのつながり	変更原案P.38の「日常からの人と川とのつながり」の図で、住民からの意見が一方になっているが、双方の連携が必要。 変更原案P.39の「河川レンジャーの充実」に「将来的には、…」との記載があるが、既に住民と河川管理者との橋渡しとなっているので、書きぶりを修正すべき。 変更原案P.44の「上下流の連携の構築」において、「上流」の定義があいまいであり、琵琶湖が含まれるのか否か不明確であるため、明確にすべき。	計画の案に反映予定
30	全般に関する意見等	変更原案の全体を通じて、「参加」「連携」「協働」などの用語の使い分けを明確にすべき。	※資料2-2
31	4.3.治水・防災	危機管理体制の構築に、流域治水の施策を加えるべき。また、図にもそれらの施策を盛り込むべき。	計画の案に反映予定
32	全般に関する意見等	前回の委員会はYouTube発信をしていたが、一般からご意見はあったのか。	現在、パブコメ等を実施しているところ。頂いたご意見は、今後取りまとめる 予定。
33	全般に関する意見等	進捗点検での流域治水の扱いをどうするのかも考えるべき。	進捗点検を実施する中でご相談したい。
34	4.3.治水・防災	川づくりは市民参加で行っており、流域治水協議会にも住民メンバーも参加させるべき。	流域治水の取組を充実させるべく、参画する関係者を随時増やしているところ。民間企業や住民の協力も重要と考えており、シンポジウムでの参加等も含めて検討したい。
35	4.1.人と川とのつながり	河道内だけでなく、河川公園内も含めてワンドの整備が必要。そうすることで人と川とのつながりが達成される。 淀川下流部では街中に緑がなく、河道内樹木が生物にとってはその代替となっているので、皆伐するのではなく、伐採の範囲や時期について工夫が必要。	計画の案に反映予定
36	4.2.河川環境	濁水、洪水だけでなく、平時の川の活用を考え、環境用水としての淀川の活用も記載すべき。	計画の案に反映予定
37	4.3.治水・防災	大戸川ダムにより琵琶湖の全閉操作が増えるのでは無いか。	天ヶ瀬ダムの洪水調整中は瀬田川洗堰の全閉操作が必要であり、大戸川ダムが完成すれば、天ヶ瀬ダムの負担が減り、全閉操作の頻度や時間も減少できる可能性がある。
38	3.2.河川環境	淀川の特徴的な種としてイタセンバラがあり、整備計画策定当時は生息が危機的状況だったが、取り組みを進めた結果、生存が確認出来るようになった。しかし、残念ながら常に人が守らないと保全できない状況であり、治水対策と河川環境を意識して進めていくことが必要。 河道掘削について、生物の生息環境に配慮して、段階的に施工することも検討していくべき。	河川環境に配慮しながら河道掘削を進めていく。また、検討の上、計画の案に反映したい。
39	4.3.治水・防災	桂川や宇治川の掘削形状は、河床を水平に切り下げる図になっているが、工夫できないのか。	河川環境に配慮しながら河道掘削を進めていく。また、検討の上、計画の案に反映したい。
40	3.2.河川環境	イタセンバラの生息が淀川で確認され、市民はイタセンバラが戻った淀川と思い、河川環境を良くするという熱意が下がっているのでは無いか。現状の課題をきちんと記載して、環境の取組を進めることを記載すべき。	計画の案に反映予定
41	4.2.河川環境	生物多様性を考える上では、イタセンバラに限らず他の種に対しても、配慮して進めていることを記載すべき。外来種についても同様。	計画の案に反映予定
42	4.6.維持管理	生態系の保全の観点で、河道内樹木の伐採は環境との両立を図るように工夫してほしい。	計画の案に反映予定
43	4.3.治水・防災	ための対策について、例えば1m3あたりのコストを示せば、ため池などの貯留対策の指標となるのではないかと。	現時点で流域での貯留効果を定量化したものはなく、今後、流域治水を進める上で、定量化の議論を進めていきたい。
44	全般に関する意見等	変更案に対して、住民意見をどう反映していくのか。丁寧に進めるべき。	意見は極力反映していきたい。変更原案から変更案にどう反映したのか、整理して分かりやすい形で示したい。
45	4.3.治水・防災	流域治水の河川管理者以外の対策に対して、効果を定量的に示すことは難しいと思う。変更案に流域治水のイメージ図を加えるべき。	計画の案に反映予定
46	4.3.治水・防災	昭和28年台風13号と平成25年台風18号のハイドロ、ハイエトをお示し頂きたい。	参考資料を作成し、次回の委員会で提示する。 変更原案の表現など細かい修正意見は委員会の中では難しいと思うので、事務局へ書面で提出頂きたい。

通番	章	いただいたご意見	説明内容と対応方針
淀川水系流域委員会 専門家委員会(令和3年3月23日開催)におけるご意見と対応状況・対応方針			
47	4.4.利水	水循環基本法に基づく各種取組について触れられていない。水に関わる法律の上位法であると位置付けて、記載すべき。また、利水について、今は人口減少が確実にもかかわらず、河川整備計画策定当時の拡大・拡張局面の考え方が根底に残っている。節水を社会に求めるのはスローガンからおろせばよい。水の安定供給や漏水への備え、対応については重要なので粛々と進めていく、というような視点で良いのでは無いか。	計画の案に反映予定
48	4.3.治水・防災	大戸川ダム の代替案については、H28のダム検証時から前提条件が変わっているため、大戸川ダムの優位性が変化しているのでは無いか。例えば、利水ダムの活用品では喜撰山ダムが考慮されていない。	ダム検証において代替案を比較しているが、ダムの事前放流かダム建設かというような2者択一ではなく、ダムの事前放流とダム建設の両方を進めていく内容としている。
49	4.3.治水・防災	ダム検証においては、コストで対策の優位性が評価されており、コスト以外の要素の総合的評価がどのようになされているのか不明確である。少なくとも、大戸川ダム以外の選択肢についても整理されていることが望ましい。過去の流域委員会の提言では、ダムの代替案が無い場合に限り作るとされていた。全員参加型で流域管理を進めて行くためには、歴史的経緯を踏まえるべき。	資料を作成し、説明したい。
50	4.3.治水・防災	流域治水はあらゆる関係者の参加を前提としているが、現在の流域治水協議会は行政機関だけであり、河川協力団体等も協議会の構成員に加えることを計画に明記すべき。	流域治水の協力機関は拡張していく予定であり、今後も柔軟に拡張していけるように、検討の上、計画の案に反映したい。
51	4.3.治水・防災	今回の計画のベースになっている「現行目標の1.1倍」について、雨量が気候変動で1.1倍になるのは分かるが、雨量と流量の関係のわかりやすい説明資料を作成頂きたい。	資料を作成し、説明したい。
52	4.3.治水・防災	目標流量をどのような考え方、背景で設定しているのか、文章化しておくべき。	資料を作成し、説明する。
53	全般に関する意見等	資料3-3は非常に大事な整理。全て書くのは大変かも知れないが、経緯はまとめておくべき。	経緯が分かるように整理する。
54	4.3.治水・防災	1.1倍の設定根拠について、分かりやすく整理すべき。	資料を作成し、説明したい。
55	4.3.治水・防災	上下流バランスは整備計画策定当初から当たり前のことであり、今あらためて説明している趣旨は何か。	整備計画策定時から一貫している考え方のため、再度説明した。
56	4.3.治水・防災	ダムの容量確保について、堆砂容量を活用することはそんなに意味があるのか。堆砂容量を浚渫等により容量を再確保したとしても、最低水位を下げないことには水が溜まってしまふと効果がないのではないのか。確保した容量の管理方法が不明確である。	一般的な対策を記載しているが、堆砂については維持の側面が大きいため誤解の無いような説明をしていきたい。
57	4.3.治水・防災	越水に対する堤防強化の場所は記載があるが、粘り強い堤防については場所の記載が無い。	具体的な場所が決まっていないため。調査検討により決めていきたい。
58	4.3.治水・防災	流域治水は、河川管理者だけでなく幅広い関係者が集って対策を進めていく、というのが基本的な考え方。避難を考える場合に一番重要になるのは住民自身。住民自身が流域治水協議会に参画するのは難しいと思うので、地先地先で草の根でやっていくことが大事。	

通番	章	いただいたご意見	説明内容と対応方針
淀川水系流域委員会 専門委員会(令和3年3月23日開催) 書面で参加された委員からのご意見と対応状況・対応方針			
59	3.2.河川環境	新旧対照表p21(水位)P22(水量)について、淀川大堰の湛水域の課題のみ記載されており、淀川大堰下流と大川の環境の課題が記載されていないため追記が必要。	計画の案に反映予定。
60	4.2.河川環境	新旧対照表p52の4.2.1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方で第3段落の文章に以下の修正が必要 修正前 ・・・治水、利水と同様に河川環境への影響等を技術的に評価することは困難である。 修正後 ・・・治水、利水と同様の精度で河川環境への影響等を評価することは技術的に困難である。 第4段落の文章に以下の修正が必要 修正前 ・・・環境への影響が極力小さくなる、あるいは環境の改善や保全・・・。 修正後 ・・・環境への影響を極力小さくするとともに、環境の改善や保全・・・。 第4段落の7行目の最後に「・・・事業を実施する。の。」を挿入	計画の案に反映予定。
61	4.2.河川環境	新旧対照表p52の4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承の文中に、4.2.2.と並列関係にある河川の連続性の確保や川本来のダイナミズムの再生が記述されているため、河川環境の部分の構成が分かりづらくなっている。河川の連続性の確保や川本来のダイナミズムの再生の説明は、むしろ4.2.1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方でそれぞれ説明すべきテーマであり、そのように修正する必要がある。	計画の案に反映予定。
62	4.2.河川環境	新旧対照表p53のイタセンバラに関する木津川下流地区部分を、現存のたまりの保全対策は、たまりそのもの手入れではなく植生管理や土砂管理による「氾濫原環境の改善」を通じて実施する必要があることがわかるよう、以下のように修正していただきたい。 木津川下流地区 ・現存するたまりについては、氾濫原環境を保全するために、植生管理や土砂環境の改善を実施する。	計画の案に反映予定。
63	4.2.河川環境	新旧対照表p53の1)生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施するは、(1)良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生という一般的なタイトルの下で、①イタセンバラ、②ナカセコカワニナ、③オオサンショウウオ、④アユモドキという特定の希少種のみを扱い、p54の2)についてはセタジミ等を対象に琵琶湖南湖を取りあげているため、分かりづらくなっている。現在の構成を踏まえるのであれば、副題を下記のように修正するべきである。これに伴い前文も含めて下記のように修正するのがよい。 (1)淀川水系を代表する希少生物の生息環境の保全・再生 淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラやアユモドキをはじめとする多くの希少生物が生息している。特にイタセンバラについてはその生息環境の拡大に対する期待が大きい。これらの淀川水系を代表する希少生物について、その他の在来生物も含めた生息・生育・繁殖環境を保全・再生する取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。 1)イタセンバラの生息するワンド・たまりの保全・再生 2)ナカセコカワニナ等の宇治川固有種の生息環境の保全・再生 3)アユモドキの生息環境の再生 4)セタジミ等の生息する琵琶湖南湖の保全・再生 (2)外来種対策の推進 (3)淀川水系の良好な河川景観の保全・創出	計画の案に反映予定。
64	4.2.河川環境	新旧対照表p54の外来種対策について、コクハスやアメリカナマズなど近年問題が顕在化している種についても追記すべき。	計画の案に反映予定。
65	4.2.河川環境	新旧対照表p57の河川の連続性において、湿地環境が創出されるような河床地形の横断勾配や比高差の面積割合等の設定が重要なので、⑧湿地環境の保全・再生・創出を図るとする。 また、①には桂川、宇治川を、②には桂川、宇治川を、④には新淀川を、⑥には桂川を、⑧には淀川本川、木津川、桂川をそれぞれ追記する。(なお、河川整備計画に詳細な地点の位置まで記す必要がないので、例示した写真説明にのみ記すべき)	計画の案に反映予定。
66	4.2.河川環境	新旧対照表p57の河川の連続性において、湿地環境が創出されるような河床地形の横断勾配や比高差の面積割合等の設定が重要なので、⑧湿地環境の保全・再生・創出を図るとする。 また、①には桂川、宇治川を、②には桂川、宇治川を、④には新淀川を、⑥には桂川を、⑧には淀川本川、木津川、桂川をそれぞれ追記する。(なお、河川整備計画に詳細な地点の位置まで記す必要がないので、例示した写真説明にのみ記すべき)	計画の案に反映予定。
67	4.2.河川環境	新旧対照表p59の4.2.4.の川本来のダイナミズムには、土砂移動に関する記載がないので、4.2.4.の前提の文に、「・・・水位や流量の変動、「土砂移動」など・・・」と追記すべき。さらに各論についても、(3)土砂動態の適正化に向けた検討と再生といった節を設けるべき。 また、p59の4.2.2. 川本来のダイナミズムの番号が間違っているので要修正。	計画の案に反映予定。
68	4.3.治水・防災	新旧対照表p87の三川合流部・芥川の河道掘削において、「河川環境」を追記すべき。 たとえば、 「河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する」を挿入するとよい。	計画の案に反映予定。
69	4.3.治水・防災	新旧対照表p90の桂川の代表断面について、「もとの河道形状を尊重しつつ」を追記すべき。	計画の案に反映予定。
70	4.3.治水・防災	新旧対照表p99の(5)土砂対策について、総合土砂管理に関する方針を追記すべき。 また、瀬田川の直轄砂防は完了したものの、継続する対策については削除すべきではない。	計画の案に反映予定。
71	全般に関する意見	掲載している写真について、変化が分かるように日付を記載すべき。 計画に変更のないものについても、植生などの状況変化が分かるように写真だけでも変更すべき。	計画の案に反映予定。

通番	章	いただいたご意見	説明内容と対応方針
3月22日・23日の淀川水系流域委員会以降に書面で提出されたご意見と対応方針			
72	全般に関する意見	今回は整備計画の改訂案件への意見提出だが、さまざまな地域計画は一定期間の改訂を前提として動いていることが多い。3年毎の改訂とか、10年毎とかである。気象条件の変化+社会情勢の変化のスピード(例えば環境面の政策の進展)を考えると今度は例えば10年程度の改訂を前提に議論する必要があるのではないか。	ご指摘のとおり、気候変動など気象条件や社会情勢の変化のほか、事業の進捗状況を踏まえ、適宜、計画の見直しについても議論してまいります。
73	全般に関する意見	現時点は3つの水系に分けて年ごとに点検という流れでやってきた。3回回ると9年かかる。現計画では抽象論でも10年後以降には検討対象となる論点として意見を述べることも可能となる。	計画の変更を踏まえ、進捗点検の中では、進捗点検の進め方についても検討してまいります。
74	2. 流域及び河川の概要	段落がないのが気になります。 3行目の「流域全体の～」、15行目の「河川環境の整備と保全に関しては～」	計画の案に反映予定。
75	2. 流域及び河川の概要	「河川敷を活用した社会実験等も行っており」は無秩序の利用から有料バーベキューサイトの提供のような内容の説明を受けましたが、もう少しいい説明が必要かと感じます。	社会実験等とは、桂川でのバーベキューの有料化に加え、淀川アーバンキャンプを指しております。また、計画の案に反映予定。
76	3.1. 人と川のつながり	人と川のつながりの再構築で特に大切なのは、子供を育てる世代がなかなか川の価値が理解できないという点なので、最後に「特に子供たちに川の価値を伝える活動を充実させる必要がある」といった文言があればと感じた。	計画の案に反映予定。
77	4.1. 人と川のつながり	https://www.river-ranger.jp/about/about.html 「河川レンジャー制度は淀川管内で年からはじまった制度である。」といった説明を冒頭に置くことよいのではないのでしょうか。国交省 河川レンジャーで検索しても淀川管内のものが出てくるだけです。独自の制度であることを前に出せばと思います。	計画の案に反映予定。
78	4.1. 人と川のつながり	最後の2行、「小径(散策路)のネットワークを、フットパスなどの活動事例を参照して形成する。」はどうか。フットパスは以下最上川の例と土木研の報告参照。 http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/footpath/whatfootpath/index.html https://www.pwri.go.jp/jpn/results/report/report-seika/2012/pdf/sei-22.pdf	計画の案に反映予定。
79	4.2. 河川環境	淀川水系には～をはじめと多くの希少生物が生息している。近年国や自治体単位ですめられているレッドデータブックにおいても、淀川水系が多くの希少生物の生息環境として重要であることが認識されており、淀川管内のレッドデータ種を明らかにして総合的な保全活動が期待されている。特にタネセンバラについては～以下続く。全体を明らかにしつつ保全活動をすすめる。	計画の案に反映予定。
80	4.2. 河川環境	淀川水系の外来種問題の全体像を明らかにしつつ具体的な対策に取り組む姿勢が大切。例えば京都府の外来種データブック(2007) http://www.pref.kyoto.jp/gairai/databook.html のように淀川水系の外来種データブックを作成しつつ、具体的な対策に取り組むべきと思う。	計画の案に反映予定。
81	4.2. 河川環境	ワンドは淡水魚による評価がゴールだと思います。干潟の再生はシギ・チドリ類が渡りの時期に利用するような環境となること、鶺鴒や向島のヨシ原の保全(再生)はオオヨシキリ、ヨシゴイなどのヨシ原営巣種の安定した繁殖、ツバメの安定した集団ねぐら地として、木津川の河原はチドリ類やコアジサシの営巣環境となるかだと思います。野鳥保護から見てもとても大切な施策だと思います。	計画の案に反映予定。
82	4.2. 河川環境	赤い追加部分も含めてとても重要な記述がされていると思います。全体として河川の縦方向の連続性が改善されて目に見える効果が期待できるというトーンにさらに書くことができると思います。①の最後の部分の2行、なお、上記以外の施設については～、必要に応じて改良を実施して、多くの(多摩川に負けない!)海産アユが桂川上流や支川の鴨川へも遡上できる川へとしていく。	計画の案に反映予定。
83	4.2. 河川環境	既設ダムの改良 河川の連続性の阻害としてダムの影響は大きいので、具体的な改良案なども少し書き込む必要があると思います。模索されている課題として、日吉ダムの陸封アユ問題があることをオンラインのセミナー動画を通過して知りました。参照ください。 https://www.youtube.com/watch?v=zmad8qfBbA	計画の案に反映予定。
84	2. 流域及び河川の概要	「外来植物は減少している」とありますが、不正確な記述ではないかと思えます。種類、面積、両方なのか正確に記してください。	猪名川では、アレチワリなど外来植物の繁茂している面積が減少しています。また、計画の案に反映予定。
85	3.3. 治水・防災	図3.3.1-4を大きくしてください。図中の字が読めません。	計画の案に反映予定。
86	3.3. 治水・防災	図3.3.1-8の凡例が間違っています。黄色は緑色でしょうか。	計画の案に反映予定。
87	3.4. 利水	図3.4-6の文字が判読できません。文字を大きくしてください。	計画の案に反映予定。
88	4.3. 治水・防災	流域全体で行う「流域治水」を推進する、とありますが、これが以下の整備計画の記述の中でどのような取り組みとして記されているのかをここで明確に箇条書きでも記述しておくべきと考えます。記述していないことであって整備計画の見直しで流域治水の取り組みが見えにくくなっています。	計画の案に反映予定。
89	4.3. 治水・防災	「降雨量を1.1倍以上とした・・・」とありますが、委員会でも説明されたように、この根拠をできるだけ説明してください。また、「1.1倍以上」とありますが、対象河川流域ではこれを上回る計画もありますので、表を用いるなど、できるだけこの変更される整備計画を見て分かるようにしてください。	計画の案に反映予定。
90	4.3. 治水・防災	表4.3.2-1の目標流量が今回変更されますので、流量値の下に()で(平成20年)前回の計画値を示してどのように変更されたのか分かるようにしてください。	計画の案に反映予定。
91	4.3. 治水・防災	図4.3.2-39で高規格堤防の整備区間が分かりにくいので、太い線で明確に記してください。	計画の案に反映予定。
92	4.3. 治水・防災	図4.3.2-7、4.3.2-9に示された「優先箇所」の意味が不明です。何らかの説明が必要です。	計画の案に反映予定。
93	4.3. 治水・防災	図4.3.2-11の水色に塗りつぶされたところが何なのか説明が必要です。	計画の案に反映予定。
94	4.3. 治水・防災	図4.3.2-13で灰色に塗りつぶされたところが何なのか説明が必要です。	計画の案に反映予定。
95	4.3. 治水・防災	図4.3.2-14および図4.3.2-15で茶色の線で示されたものが何なのか説明が必要です。	計画の案に反映予定。

通番	章	いただいたご意見	説明内容と対応方針
96	4.2.河川環境	総合土砂管理という用語が項目としてなくなり、4.2.5「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の(2)「土砂移動の連続性の確保」の1)「既設ダムダム」で「総合土砂管理」という言葉が記されているように思います。総合土砂管理は既設ダムだけでとらえるのではなく、流域全体の土砂の生産、運搬、堆積に関する諸現象に対する総合的な取り組みだと思います。総合土砂管理を流域全体でどのように考えているのかが分かりにくいので、明示的に記述いただけませんか。	計画の案に反映予定。
97	1.はじめに	整備計画に取り組む期間(30年)について、変更した時点から30年間を明記する	計画の案に反映予定。
98	1.はじめに	十分とは言えないが着実に整備が進んできている→を進めてきた 流域全体でリスクを分担する→具体的方策？ 水需給が逼迫している地域？ 異常洪水に対して流域一体となってソフト、ハード両面にわたる対策→具体的方策？	計画の案に反映予定。
99	2.流域及び河川の概要	淀川水系は琵琶湖のバッファ効果により流況が安定していることを記載すべき。濁水の実験も	計画の案に反映予定。
100	3.3.治水・防災	比較的小さくはりの小さく排水の勾配(または河床勾配)が小さく(1/△△△)排水の影響	計画の案に反映予定。
101	3.3.治水・防災	大津放水路の実績を記載	計画の案に反映予定。
102	3.3.治水・防災	120日間で555mm ?	計画の案に反映予定。
104	4.1.人と川のつながり	河川協団体制度追記	計画の案に反映予定。
105	4.1.人と川のつながり	・学校教育の中で・・・環境教育→防災・環境教育	計画の案に反映予定。
106	4.2.河川環境	特に琵琶湖の保全・再生にあたっては(法律から少し引用し追記 近畿圏の・・・)	計画の案に反映予定。
107	4.3.治水・防災	淀川本川の余裕高一計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格HWLを越える一直ちに高規格か？ 余裕高分のライニング、アーモアレーブの考え方整理	計画の案に反映予定。
108	4.3.治水・防災	塔の島地区の改修実績記載	計画の案に反映予定。
109	4.3.治水・防災	瀬田川:重視した河川整備について検討して実施する→早急に検討して実施する(P21参照)	計画の案に反映予定。
110	3.7.関連施策 4.1.人と川のつながり 4.2.河川環境	●本川中流域河川公園の横断方向の連続性の修復と河川環境再生による、淀川本川中流域での川と人との繋がり回復について(4.1または4.2や3.7関連項目への記述追加) 別紙1のとおり	計画の案に反映予定。
111	4.1.人と川のつながり	●4.1への記述追加 川と人とのつながりを再構築するステージの設定(市民参画・住民意見) 別紙2のとおり	計画の案に反映予定。
112	4.3.治水・防災	●流域治水への転換に合わせて、直轄区間での遊水池の検討をしていくべき。 4.3.2淀川水系における治水・防災対策では (1)川の中で洪水を安全に流下させるための対策、(2)高規格堤防の整備、(3)堤防強化の実施について などの直轄区間での治水対策が挙げられているが、いずれにしても河道計画である。ダム以外「ためる」施策については言及がない。唯一、(4)危機管理体制の構築の3)地域で守る(まちづくり、地域整備)に「流域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める」として③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化 の項で、「自治体等の検討を支援する」として開発地に係る調節池の設置、公共施設の地下貯留施設の設置、家庭の雨水ますの設置、民間の貯留施設の設置 等を列挙されているのみである。直轄区間における「貯める」施策の検討が見当たらない。関係者が多く、当面の整備計画の限られた期間内に実現できないとのことが理由の一つだと思うが、せめて、方向性の一つとして、整備計画の中で打ちだしてほしいものです。 (かつての遊水池、巨椋池の現代的復活等も、もし実現すれば、その効果は、越水防止は勿論、溢れた場合の被害減少にも有効であるし、形態によっては、流域の生物多様性機能の回復に大いに資するものと考えます。)	計画の案に反映予定。
113	4.1.人と川のつながり	●4.1.2.3)河川レンジャーの充実 活動拠点の中に 点野流域センターを追加、「等」ではなく、実質活動拠点としてとして機能しているから。	計画の案に反映予定。
114	4.3.治水・防災	●4.3.2. 治水防災対策(4)2)②河川防災ステーションの位置図の点野防災拠点(木津川)は(淀川)の誤り	計画の案に反映予定。
115	4.6.維持管理	●4.6.4.1)河道内樹木の管理 上下流の生物移動のグリーンベルトとして、機能していることをも触れておくべき	計画の案に反映予定。
116	4.6.維持管理	●4.6.2.3)④の河川浄化施設 用水機場の点検、保全整備はふれられているが、導水量についても検討の必要があると思う。理由は、10年前の流域委員会でも取り上げられたと思うが、導水量の検討についてである。放流先の寝屋川本川において、平成9年の法改正の2年後から始まった市民参画のワークショップを経て造られた親水施設がある。市民の憩いを具現化した親水公園であるが、導水が行われる時間帯は、水量が多いため、水辺に近づいたり川遊びができず、景観を楽しむだけになっています。導水量の調整をしたり、夜間等に流すなどの時間差放流により、放流総量を確保し、寝屋川下流の水質環境基準をクリアするなどの対策が望ましい。 そのため、導水の在り方に係る関係機関の調整や検討項目に「導水量」を追加してほしい。	計画の案に反映予定。
117	全般に関する意見	文章の構成について、1文1文が断片的に並べられていたり、同じ意味合いの文が分散している箇所がある。例えば、P39の2) 読み手が理解しやすい様に、前後の文、段落のつながりを考慮して、文章や段落の構成を全体的に見直すべき。	計画の案に反映予定

●本川中流域河川公園の横断方向の連続性の修復と河川環境再生による、淀川本川中流域での川と人との繋がりの回復について（4.1 または 4.2 や 3.7 関連項目への記述追加）

4.2 「河川環境」の 4.2.2（1）1）①イタセンパラの項に 湛水域の点野地区、三矢地区でワンドを再生するとあって、すでに実施されたが、公園の川側の低水護岸の先に細長く“再生”されました。

また、4.2.3「河川の連続性の確保」（1）水辺や河原の保全再生の項に

「河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する」とあり、①干陸化した河川敷の切り下げワンド群やワンド・たまり保全・再生を実施するとあります。

このように環境面でのワンド再生は進んでいます。

他方、3.7.1 淀川河川公園の項には、「河川公園内の人工的施設は低水護岸等とも相まって、河川の生態系を分断し、自然環境を圧迫している面もあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。」とあり点野での再整備が進められているが、河川公園部分に入り込むワンド再生には至っていない。

4.1 川と人とのつながりの項には、「地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産であることに鑑み……………略……………河川整備を進めていく必要がある。その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう住民参加型の取り組みを推進する。」とあり、川を「地域の歴史的財産」、「地域に残された貴重な自然環境」と明記されています。

河川公園の連続する本川中流域においては、水辺は連続する低水護岸の先、3～4m も下にあり、近づいて直接ふれこともできない。野草地区は、盛り土をした公園基盤の上に再現され、クズとカナムグラ、アレチウリ、外来種のネナシカズラ等で覆われ、光を遮られた他の野草は、光合成できず生育が悪い。一部、オギ、セイタカヨシもあるが防火帯として毎年刈取っている結果、外来オオブタクサやクズ、棘のあるノイバラ群となりつつある。野草地区と呼ぶには大いに問題があり、さながら、放置地区と云う感じになっている。かつて、ウズラが走り、ヨシキリの鳴き声、カヤネズミの巣やキリギリス、バッタなど昆虫の宝庫だったアシ原など野草地区の

現在の状況です。自然の遷移の結果ではなく、河床を掘り下げ、その土砂で盛り土をしたための結果としての、干陸化と冠水頻度の減少という人為的結果である。鶉殿と原因は同じです。過去の流水部分の掘削に併せて、砂州や高水敷も逆に盛り土して整備したのだから起こるべきして起こったことである。一方、造成された芝地や運動広場は、別の意味で市民の憩いの場所等のにぎやかに利活用されている。

しかし、この地域の住民にとっては、河川公園として連続する地先の淀川は、「地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産」でもないし「地域に残された貴重な自然環境」でもない状況です。かつて、公園造成の際、はみ出るように残されたワンド跡を除いて。

ところが、本川中流域におけるワンド再生の現状は、点野や三矢で行われたように公園管理部分を避けるように低水護岸の下の川側の低水部分での細長いワンド整備であり、実験ワンドという域を出ていない。生き物環境を担う河川環境部局が係わる公園区域の先の低水部分でのみの整備である。部局の管理境界を超えて、かつてのワンドがあった公園管理区域に入り込む形でのワンド再生になっていない現状があります。

また、課題ある“野草地区”や芝地の多目的広場も、実施可能な個所で、地盤高を下げ水分条件を改良し、植生変化を期待する等の再整備も必要と思います。

以上の意味で、河川公園が途切れなく連続する淀川本川中流域での、横断方向の連続性の修復は、低水護岸撤去と、多目的広場、野草地区等でのワンド掘り込みや・基盤切り下げの3つの組み合わせによって、多様性がある川や公園を実現していくことを、どこかの項に明記してほしいと考えます。

(その際、図 4.2.3 - 1 の干潟再生イメージ図のような公園基盤部の切り下げや、掘込むイメージ図も掲載してほしいです。)

公園が連続し、川そのものと人とのつながりが遠い本川中流部では、そんな再整備をし、課題ある川を少しでも良くしていくことが、中流部の河川環境回復とともに、川と人のつながりの回復にとって最重であり、少ないながら治水効果も高めることができると期待します。

ワンド掘込み、基盤切り下げなどは、一定の治水効果も期待できることを考えると、運用次第では、公園予算、治水や河川環境の整備予算の活用も期待できるのでは。

現状の管理部分に囚われず、その見直しも含めて検討していくのが長い意味で良いかと思います。

大阪平野の都市化と人口集中で自然がなくなった淀川デルタ地帯に面し、河川整備によって川そのものと人とのつながりが遠のいた本川中流域、そんなところにおいても、ワンド等の再整備によって、地域に残された財産として、淀川を守り育てていきたいものです。

●4.1 への記述追加

川と人とのつながりを再構築するステージの設定（市民参画・住民意見）

レンジャー活動や河川協力団体・市民団体の活動で、人を川に誘（いざな）って、「川にふれてもらい」、「関心を持ってもらって」人と川を繋ごうとしても、例えば、中流域ではコンクリート護岸のため、水辺に近づくことができず、川と繋ぐことにも限界がある。このように、各地域にはいい川づくりの支障となっている地域特有の課題がある。

そのための解決方法のひとつとして、「川に関心を持ってもらい」「川にふれてもらい」そして「川を共に考える」ためのワークショップ等の場を、自主的に持って、議論し、住民意見をまとめたとしても、その意見が具体化する保証もない。仕掛けたレンジャーや団体は、やる気が低下してしまうこともある。やがて、川づくりを視野に入れた活動ではなく、活動のための活動や無難なイベント活動に立ち戻ってしまう。新しいレンジャーではなおさらです。

レンジャーは、イベントでファンづくりをする役割に終始してしまう場合が多く、減災活動以外は川づくりの段階になかなか進めきれません。

どうも、イベントでのファンづくりはレンジャー、市民団体、川づくりは専門家の意見を聴いた行政という役割分担が参画の川づくりという構図になっていて、行政・専門家・市民が議論し建設的な提案にまとめ、川づくりに進む回路、参画ステージがあまり用意されていないと思います。

川を自分事として考える市民を、この淀川流域で増やすには。専門家、行政、市民が同じステージで情報を共有し、川づくりを進めることも必要です。

専門家の意見を聴いて行政が整備したり、“素人”の市民の「望み」を聴いて、専門家と行政だけで実施可能案をつくって整備しても、つくる過程に参画していない市民の愛着には限りがあります。まして、管理に進むような市民参画にはなりにくい。施策の決定過程すなわち計画段階からの市民参画は、施工段階の市民参画（普請への参画）や維持管理段階の参画・市民管理・利活用へと進むキーワードです。

計画段階から実施設計策定までのそれぞれに 3 者が協働する検討の場があれば、川のことを自分事として考える流域市民が生まれてきます。要望をして、行政にぶら下がって、結果を享受する市民ではなく、当事者として共に川づくり・川育てをする市民を生み出すことが重要です。

そのため、関係者が集まって川づくり情報共有し、議論・検討する「市民参画ステージ」を河川管理者が設けることを、整備計画の中に位置付け、川と人をつなぐ手立ての一つとして活用すべきと思います。

勿論、レンジャーも、イベントのためのイベントに終わらず、川の現状や課題を共に考える取組みにしていき、課題解決の施策や手立てを関係者と共に悩みながら考える必要があります。

下流域、上流域それぞれ地域で課題解決を議論する場を河川管理者が設けることができれば、レンジャー活動や市民活動の質も向上し、川と人のつながりの回復も進むものと思います。

因みに、市民参画が進んでいるところは、レンジャーに係わる前から、市民団体等が関わってきた現場が多いようですが、以前から川づくりの市民提案が行われてきた経緯があるからかもしれません。